

上野原市通学路安全推進会議設置要綱

(平成27年2月2日上野原市教育委員会告示第1号)

(設置)

第1条 この要綱は、通学路の交通安全の確保に向けた着実かつ効果的な取組の推進について（平成25年12月6日文科科学省、国土交通省、警察庁通知。以下「通知」という。）に基づき、市内の通学路について、児童及び生徒（以下「児童等」という。）がより安心して通学が行えるよう、通学路の安全対策を推進するため、上野原市通学路安全推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 通学路 道路法（昭和27年法律第180号）に定める道路及びその他の道路のうち、児童等が通学のため通常使用する経路で、校長が指定した道路及びその区間をいう。
- (2) 通学路交通安全プログラム 通知に定める基本の方針をいう。

(所掌事務)

第3条 推進会議は、次に掲げる事項について検討し、教育委員会に提言するものとする。

- (1) 上野原市通学路交通安全プログラムの作成及び推進に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第4条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 推進会議の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市立の小学校及び中学校（以下「市立学校」という。）のPTAを代表する者
- (3) 関係行政機関の職員

- (4) 市立学校教職員を代表する者
 - (5) 市職員
 - (6) その他教育委員会が必要と認める者
- (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 会議は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 会議の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成27年2月2日から施行する。